



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問 合 せ 先 :

常務執行役員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
Tel 03-5769-8200 (代表)

平成 25 年 3 月期有価証券報告書の提出遅延の見込み及び
当社株式の監理銘柄（確認中）への指定見込みに関するお知らせ

当社は、平成25年3月期有価証券報告書について金融商品取引法第24条第1項に定める提出期限の提出が遅延する見込みとなりましたため、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 有価証券報告書の提出遅延可能性の理由

当社は、会計監査人である新日本有限責任監査法人から金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項に基づく監査報告受領に向けた監査対応中であります。

このような状況下、当社の連結子会社であり、香港証券取引所メインボード上場（証券コード0299）企業である、中訊軟件集團股份有限公司【英文名：SinoCom Software Group Limited（以下、SinoComといたします。）】は、同社の2012年12月期の決算報告書の期限内提出が遅延しております。

これはSinoComの子会社が第三者へ貸出取引（関係者取引含む）を行う場合、本来親会社の取締役会や株主総会等の機関決定を事前に行い、同時にその事実を開示する義務があったという香港証券取引所開示規則に抵触する不備があった事について、現在、監査委員会（独立董事3名で構成）が第三者機関に調査を依頼していることによるものです。SinoComの会計監査人であるDeloitte Touche Tohmatsu は、その調査結果を確認した上で監査意見を出したいとの見解であり、それを受けて当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人においても、監査意見が出されるという状況であります。

当該貸出取引は2013年2月末までに全額回収済みであります。平成25年3月期有価証券報告書の作成、及び当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査になお時間を要するものと思われ。そのため、平成25年3月期有価証券報告書につきましては、金融商品取引法第24条第1項に定める提出期限である平成25年7月1日（法定期限の最終日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日が当該期限とみなされます。）までに提出できない見込みです。

2. 監理銘柄（確認中）への指定について

有価証券報告書の提出遅延によって、当社株式は大阪証券取引所の規定により、監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

3. 今後の見通し

現在、当社は有価証券報告書作成に関する作業は速やかに実施しており、SinoComの会計監査人の監査意見の提出をもって、当社会計監査人からも監査意見表明がなされる見込みであることから、平成25年3月期有価証券報告書につきましては、平成25年7月中旬までに提出できる見込みです。

今回、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上